

学生生活・諸手続等について

1 掲示及び電子掲示板（もみじ：広島大学学生情報システム）について

大学から学生のみなさんにお知らせする情報は、主に学生情報の森「もみじ」によって行われます。個人向けの各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、教室変更、試験情報やその他授業に関する連絡事項などは「My もみじ」に掲載されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日パソコン等で「My もみじ」にログインして確認してください。

※ 掲示を確認しなかったために被る不利益は、自己の責任となります。

2 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。常に携帯してください。

別途通知される広大パスワードとともに各種証明書の交付、インターネット等マルチメディア情報の受発信、情報処理教育科目の履修、図書館及び情報メディア教育研究センターの利用の際に必要なことから、厳重に管理してください。

(1) 学生証を紛失又は毀損したときは、所属するプログラムを担当する学生支援室に届け出てください。原則、再発行にかかる実費は本人負担です。

学生証の再発行等を受けた場合は、速やかに広大パスワードを変更してください。

(2) 広島大学消費生活協同組合の組合員は、カードの不正使用を防ぐため、広島大学消費生活協同組合への届出もしてください。

3 各種手続き要領（休学・復学・留学・退学・身上異動・住所変更等）

(1) 休学

病気その他やむを得ない事由により3か月以上就学できないときは、研究科長の許可を得て休学することができます。休学を考えている場合は、まず各自の指導教員又はチューター等に相談してください。

願い出に際しては、その日付を遡って処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を納めなければならないことがあります。

(2) 復学

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この場合には、休学理由が解消されたことを示す証明書等を添付の上、復学願を提出してください。なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

(3) 留学

外国の大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり、留学期間は本学の在学期間に算入されます。留学先で修得した単位は、単位互換の可能な交流協定締結大学に限り15単位を限度として認定されます。なお、留学期間中は本学の授業料も納めなければなりません。

各種留学プログラム等については、広島大学留学ガイドブック「海外留学のススメ」（支援室窓口又は学生情報の森：もみじ Top：学びのサポート→留学）をご覧ください。

(4) 退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、所属するプログラムを担当する学生支援室で所定の書類を受け取り本人の自署及び父母等連署の上、指導教員の了承（了承印が必要）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく、日付を遡って許可することはできませんので、早めに願い出てください。なお、授業料等納付すべき金額が完納されていない場合は、退学願は許可されません。

(5) 身上異動（改姓等）

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項ですので、これらに変更が生じた場合は、戸籍抄本等を添えて速やかに届け出てください。

(6) 住所変更

住所等（帰省先、学資負担者を含む）を変更したときは、「住所変更届」を所属するプログラムを担当する学生支援室へ提出してください。

諸願・諸届一覧

区 分	提 出 期 限	必要な承認印 (署名)	備 考
研 究 題 目 届	4月30日まで (10月入学者は10月31日まで)	指導教員	
休 学 願	そ の 都 度	父母等・指導教員	
復 学 願	〃	〃	
留 学 願	〃	〃	
退 学 願	〃	〃	
身 上 異 動 届	〃	〃	改姓届等
修士論文等題目届	10月31日まで (9月修了予定者は4月30日まで)	主指導教員	

4 各種証明書の交付

(1) 『証明書自動発行機』により発行する証明書

- ① 学業成績証明書 (和文・英文)
- ② 在学証明書 (和文・英文)
- ③ 修了見込証明書 (和文・英文)
博士課程前期及び専門職学位課程の学生で修了年次の学生 (「My もみじ」による就職希望情報の入力が必要)
- ④ 健康診断証明書 (和文)
健康診断を受診し「異常なし」と診断された者
- ⑤ 学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証)

自 動 発 行 機 設 置 場 所	稼 働 時 間
東広島キャンパス 総合科学部 文学部 教育学部 経済学部 理学部 工学部 生物生産学部	各支援室入口付近 月～金曜日 8:30～17:15 (土曜日は停止)
霞キャンパス 医学部 (基礎・社会医学棟1F) 歯学部 (C棟2F)	
東千田キャンパス 東千田総合校舎1Fロビー	月～金曜日 8:30～21:15 土曜日 10:00～18:00

(2) 学生生活関係 (窓口交付) 各種願・届手続

(証明書自動発行機で発行する証明書以外のもの)

事 項	提 出 期 日	備 考
学生証再交付願	その都度	学生証を紛失又はき損した場合 ※学生支援室へ届出
住所・電話番号変更届	その都度	父母等の連絡先の変更を含む ※学生支援室へ届出
学割証 (船舶用)	その都度	会社により取扱いが異なる ※学生支援室へ申請

学生団体旅行割引	その都度	学生8人以上 要引率教員 ※学生支援室へ申請
通学証明書	その都度	居住地と大学間の通学のみ ※学生支援室へ申請
事件・事故報告	その都度	警察署・指導教員にも報告 ※学生支援室へ届出
社会貢献活動証明	その都度	活動内容等証明書類を添付 ※学生支援室へ申請
学生団体結成届	その都度	教育室教育部学生生活支援グループ（学生プラザ3F）又は学生支援室へ届出 ※「8 課外活動・施設利用」参照
学生団体更新届	5月末日	

※学生支援室：所属するプログラムを担当する学生支援室

(3) その他

その他、留意事項等が情報の森「もみじ」掲載の「学生生活の手引」に記載されています。

5 通学定期乗車券・学割証・団体旅行割引等

学部・大学院・特別専攻科の学生（正規生）のみ利用できます。

研究生・科目等履修生等の学生（非正規生）は、普通団体旅行割引以外は利用できません。

(1) 通学定期乗車券

通学定期は、通学のため居住地と大学の最寄り駅間で利用する場合に限り発行されます。必要とする学生は「通学証明書発行願」を所属するプログラムを担当する学生支援室へ提出してください。「通学定期乗車券購入証明書」を交付しますので、各社の発行窓口へ「学生証」と併せて提出して購入してください。

(2) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、修学上の負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度で、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。

原則として、正課教育、課外教育活動、就職・試験、帰省、見学、傷病の治療、保護者の旅行への随行等の目的をもって、JR片道101km以上の場合に使用することができます。

- 年間（4月～翌年3月）20枚（1日発行枚数4枚）までですので、往復乗車券や周遊券を購入するなど、計画的かつ有効に使用してください。
- 発行日から3か月間有効ですので、早めに入手しましょう。
- 不正使用は絶対にしてはいけません。多額の追徴金を徴収され、大学が発行停止の処置を受けるなど全体に迷惑が掛かります。
（不正使用の事例）・他人名義の学割証により乗車券を購入した。
・学割証使用で購入した乗車券を他人に譲渡した。
・学生証を所持しないで学割乗車券を使用した。

6 奨学金、授業料の免除について

奨学金、授業料免除については、「学生生活の手引き」又は学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

もみじTop：学生生活のサポート→経済支援

7 構内駐車場の利用

自動車による通学を希望する者は、大学が実施する安全教育（交通安全講習会）を受講した上で、構内駐車場利用申請と利用者負担金の支払いが必要となります。

ただし、身体的な理由及び遠距離通学等により自動車による通学が必要な場合は、所属するプログラムを担当する学生支援室へ問い合わせてください。

8 課外活動・施設利用

(1) 学生団体結成（更新）届

1つの研究科の学生だけで新たに団体を結成したとき及び届出事項に変更があったときは、所属するプログラムを担当する学生支援室へ届け出てください。なお、複数の学部の学生で結成したときは、教育室教育部学生生活支援グループへ届け出てください。また、前年度に登録していた団体で引き続き活動を行うときは、5月末日までに更新届を提出してください。

(2) 施設利用

学部やプログラムごとに利用可能な施設や教室が異なります。所属するプログラムを担当する学生支援室に相談してください。

9 保健及び各種相談施設

下記の保健及び各種相談施設については、「学生生活の手引き」又は学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

- 体と心の健康相談窓口（保健管理センター）
- 学生による学生のための何でも相談室（ピア・サポート・ルーム）
- なんでも相談（なんでも相談窓口）
- ハラスメント相談窓口（ハラスメント相談室）
- 障害のある学生の支援、アクセシビリティに関する相談窓口（アクセシビリティセンター）
- アルバイトの紹介窓口
- 大学運営支援業務（学内アルバイト）の紹介
- 留学生の相談窓口（国際センター）

10 保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生が在籍する大学の研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害が対象となります。

学研災は、大学負担の全員加入となっています。個々に加入する必要はありません。

(2) 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）

国内において、学生が他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

学研災及び学研賠について、詳しくは、入学時に配付している加入者のしおりを参照してください。

11 就職

就職活動をサポートするため、「就職相談室」や「グローバルキャリアデザインセンター」による情報提供・就職相談などで、できる限りの就職活動支援対策に取り組んでいます。

○ 就職相談室

学部やプログラムごとに設置しているもので、設置していない場合や名称が異なる場合があります。詳細は所属するプログラムを担当する学生支援室に確認してください。

○ グローバルキャリアデザインセンター

自立的な就職活動を可能にするための支援を行っています。

また、博士課程後期の大学院生及び若手研究者を対象とし、地域の大学・企業等と連携して人材育成、キャリア支援を行っています。

詳細は学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

もみじ Top : 進路・就職のサポート→進路選択・キャリアデザイン

1.2 遺失物, 拾得物

- (1) **遺失物**: 所属するプログラムを担当する学生支援室で定められた手続きを行うとともに、貴重品（現金等）は最寄りの警察署に届け出てください。拾得物の掲示及び遺失物陳列棚を見て、該当する遺失物があったときは、掲示している学生支援室へ申し出てください。
- (2) **拾得物**: 最寄りの学部・研究科の学生支援室（学生生活担当）へ届け出てください。貴重品（現金等）については、落とし主から届け出がない場合は、警察に届け出ます。

1.3 安全な学生生活

近年、学内外で交通事故や種々の事件（盗難事件、不審者の出没、野犬被害等）が発生しています。事故防止のため、道路交通法等を遵守すること。

暴行や恐喝等にあわないよう、夜間の一人歩きはしない、寂しい場所に近寄らない、危険を感じたら逃げる・大声を出す、不審者には関わらない、困っている人がいたら助けるなど、安全対策を講じてください。

万一、事件・事故にあったときは、警察に通報するとともに、指導教員及び所属するプログラムを担当する学生支援室にも連絡してください。（車・バイクのナンバーや相手の顔などの特徴を覚えておく。）

※ 治安、事件・事故等については、学生情報の森「もみじ」をご覧ください。

もみじ Top : 学生生活のサポート→学生生活のマナーとルール→安全な生活のために

【事件・事故発生時の対応】

事件・事故が起きたら

